

志津南学区

# 社会福祉協議会

会則

平成26年4月13日

# 志津南学区社会福祉協議会会則

(名称)

第1条 この会は、志津南学区社会福祉協議会（以下「本会」という）と称する。

(所在地)

第2条 本会は、草津市若草5丁目10（志津南公民館）に置く。

(目的)

第3条 本会は、ノーマライゼーションの精神を基本とし、子どもから高齢者まで一人ひとりが尊重され、くらしの課題を他人ごととしない風土をはぐくみ、互いに助け合あって安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりに寄与し、地域福祉の向上と増進を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的のため、次の活動を行う。

- (1) 地域支え合い・ふれあい活動
  - (2) 高齢者福祉に関する活動
  - (3) 児童福祉、母子、父子福祉に関する活動
  - (4) 障害者福祉に関する活動
  - (5) 平和祈念に関する活動
  - (6) 敬老の日に関する活動
  - (7) 災害時要援護者避難支援に関する活動
  - (8) 共同募金及び年末助け合い募金等の募金運動に関する活動
  - (9) その他、啓発、広報など本会の目的を達成に関する活動
- 2 活動は、全体を対象とする活動と、志津南学区のまちづくり協議会が定める地区別活動とに区分して行う。

(会員)

第5条 本会の会員は、志津南学区のまちづくり協議会加入町内会・自治会の住民をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- |          |        |
|----------|--------|
| (1) 会 長  | 1 名    |
| (2) 副会長  | 1 名    |
| (3) 企画委員 | 10 名程度 |
| (4) 理 事  | 50 名程度 |
| (5) 会 計  | 1 名    |
| (6) 監 事  | 2 名    |

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、会計、監事は会員の中から総会において選出する。

- 2 理事は、福祉委員、各町内会の社会福祉委員、本会構成団体等の代表、民生委員・児童委員ならびに福祉活動に関心を持つ個人とし、細部は施行細則に定める。
- 3 企画委員は、会長、副会長、会計、福祉部長、福祉委員長、志津南学区民生委員協議会会長、ならびに理事の中から会長が任命した者（若干名）とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 企画委員は、活動計画の立案・推進を行う。
- (4) 理事は、活動の具体的な推進を行う。
- (5) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (6) 監事は、会計執行状況の監査を行い、その結果を総会に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会は顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、企画委員会の承認を得て会長が委嘱する。任期は一年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 顧問は会長の諮問役として、会長に意見を具申することができる。

(会議)

第11条 本会に次の会議体を置く。

- (1) 総会
- (2) 企画委員会
- (3) 福祉部会
- (4) 福祉委員会
- (5) その他必要に応じて部会・委員会を設けることができる。

(総会)

第12条 総会は理事で構成する。定期総会は年一回開催し、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

- 2 総会は、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 役員を選出にすること。
  - (2) 会則の改廃にすること。
  - (3) 活動計画にすること。
  - (4) 予算及び決算にすること。
  - (5) その他本会の運営について重要な事項。
- 3 総会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 総会の議長は、理事の中から選任する。
- 5 議事は、過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(企画委員会)

第13条 企画委員会(以下、委員会という。)は、第6条に定める企画委員とで構成し、委員長は会長が務め、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議する事項にすること。
- (2) 本会の活動計画の立案・推進および本会の運営にすること。
- 2 委員会は原則として毎月開催するものとし、臨時委員会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 委員会は構成員の3分の2以上出席をもって成立する。
- 4 委員会の議長は委員長が務める。
- 5 議事は過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(福祉部会)

第14条 福祉部会（以下、部会という。）は、各町内会の社会福祉委員と前年度福祉部長および第7条2項に定める本会構成団体等の代表ならびに民生委員・児童委員で構成し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 福祉講座、学習、研修に関すること
- (2) 高齢者の新しい生きがい、仲間づくり活動に関すること
- (3) 敬老の日の行事に関すること。
- (4) 平和祈念の行事に関すること。
- (5) 募金活動に関すること
- (6) その他、細則にさだめる主な活動に関すること

2 部長および副部長は、町内会から選出された社会福祉委員から選出する。

3 部長は、部会を統括する。

4 副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代行する。

5 部会は、原則として毎月開催するものとし、臨時部会は必要に応じて福祉部長が招集する。

(福祉委員会)

第15条 福祉委員会は、会長より委嘱された福祉委員と民生委員・児童委員とで構成する。

2 福祉委員会は、地域住民・町内会などと協力して福祉委員会規則の定めるところの福祉のまちづくりに関する事項を推進する。

3 委員長は福祉委員の中から会長が任命する。

4 委員会は、委員長が招集し、必要に応じて開催する。

5 その他、福祉委員の役割などについては、志津南学区福祉委員会規則の定めるところによる。

(役員等の活動経費)

第16条 交通費、事務用経費などの活動経費は、活動報告書（会議報告種等）ならびに領収書を添えて請求があった場合は支払う。

(経費)

第17条 本会の経費は、まちづくり活動費、地区別活動費、市社協補助金、寄付金、賛助会費、その他の収入によってまかなう。

(会計年度)

第18条

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第19条

この会則の改廃は、総会の議決を持って行うことができる。

(その他)

第20条

この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則 本会則は平成15年4月1日から施行する。

付則 本会則は平成23年4月17日から施行する。（福祉委員制度発足）

付則 本会則は平成24年4月15日から施行する。（まちづくり協議会発足に伴う改正）

付則 本会則は平成26年4月13日から施行する。（学区まちづくり協議会以降に伴う改正）

## 志津南学区社会福祉協議会会則施行細則

### (目 的)

第1条 この細則は、志津南学区社会福祉協議会（以下本会という）会則第19条の規定に基づき、会則の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (理事の選任)

第2条 会則第6条の理事の選任については、次に記す本会の構成団体から選ぶものとする。

- (1) 福祉委員
- (2) 社会福祉委員
- (3) 若草一味クラブ
- (4) ボランティア泉
- (5) ふれあい喫茶
- (6) 若草文庫
- (7) 花ボランティア
- (8) かがやきの丘なごみサロン
- (9) ふれあいハウス
- (10) 有識者
- (11) 志津南学区民生委員・児童委員協議会

2 前項(3) から (9) の各団体からの選任者は、原則、代表者1名とし、福祉委員および社会福祉員ならびに民生委員・児童委員は全員理事に就くものとする。なお、有識者の理事は定数の範囲内で必要人数とする。

### (組織と主な活動)

第3条 本会の組織と主な活動は、別図第1【志津南学区社会福祉協議会「組織と主な活動」】の通りとする。

### (施行細則の改廃)

第4条 この施行細則の改廃は、企画委員会の議決を持って行うことができる。

### (その他)

第5条 この会則に定めるもののほか、緊急を要するものは、本則の趣旨に基づき企画委員会にて協議議決することができる。

### 付則

本施行細則は、平成15年4月1日から施行する。

### 付則

本施行細則は、平成23年4月17日から施行する。(福祉委員制度発足)

### 付則

本施行細則は、平成24年4月15日から施行する。

(まちづくり協議会移行に伴う改正)

### 付則

本施行細則は、平成26年4月1日から施行する。

(学区まちづくり協議会移行に伴う改正)

別図第1

志津南学区社会福祉協議会「委員会等と主な活動」

委員		委員会等と主な活動
	有識者（社協役員経験者など） 福祉委員 (社協会長が委嘱した、ボランティア福祉委員)	企画委員会 * 事業計画～推進
各町内会代表委員	若草1丁目町内会 社会福祉委員	福祉委員会 * 見守り、支援。民生委員と連携 福祉部会 * 社協福祉事業実施、（町内会との連携） 敬老会、 平和祈念講演 など
	若草2丁目町内会 社会福祉委員	
	若草3丁目町内会 社会福祉委員	
	若草4丁目町内会 社会福祉委員	
	若草5丁目町内会 社会福祉委員	
	若草6丁目町内会 社会福祉委員	
	若草7丁目町内会 社会福祉委員	
	若草8丁目町内会 社会福祉委員	
	岡本町西町内会 社会福祉委員	
	かがやきの丘町内会 社会福祉委員	
	コーギーガーデン自治会 社会福祉委員	
	追分鴨田町内会 社会福祉委員	
社協参加団体等	若草一味クラブ (代表者)	高齢者健康スポーツ
	ボランティア泉 (代表者)	高齢者福祉活動
	花ボランティア (代表者)	公園美化（やすらぎの場づくり）
	若草文庫 (代表者)	子育て支援
	ふれあいハウス (代表者)	ふれあい活動G ・多世代交流G 高齢者支援G ・送迎支援G
	ふれあい喫茶 (代表者)	多世代交流ふれあい活動（地域サロン）
	懐メロを歌う会 (代表者)	ギターで高齢者ふれあい・健康（地域サロン）
	カラオケ同好会 (代表者)	カラオケで歌う・健康（地域サロン）
	かがやきの丘なごみサロン (代表者)	歌声喫茶・茶話会など（地域サロン）
NPO若草の家 (代表者)	心身障害支援グループホーム	
民生委員・児童委員協議会		全般の支援・協働

<まちづくり協議会会則の関係部分>

まちづくり協議会「地域福祉グループ」（構成団体と役員）

G	構成団体	役員
地域福祉G	社会福祉協議会	★グループ代表（まちづくり協議会の理事に就く） （*左記構成団体の代表者の互選で選出） ★各構成団体の代表者は、まちづくり協議会の
	健康推進員連絡協議会	
	老人クラブ若寿会	
	民生委員・児童委員協議会	